裁　定　表　記　載　公　告

平成30年5月16日　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第３項、第20条の規定により、同法律第14条第１項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成29年第１号
2　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日　平成30年５月16日
3　この公告に関する問い合わせ先
〒100―8903　東京都千代田区霞が関１―１―１
東京地方検察庁　総務部　犯罪被害財産支給手続事務室
電話番号03―3592―5611（代表）内線4392

○　この公告があった時から６月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。
○　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成30年５月１日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成30年５月16日　財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
葉巻たばこ	Tokyo Cigar Syndicate 2018 Limited	125㎜　１本	ニカラグア	1,000円
パイプたばこ	Abukhaliq Caramel Machiato	500.0ｇ　パウチ	マレーシア	14,000円
パイプたばこ	Abukhaliq Citrus Lime	500.0ｇ　パウチ	マレーシア	14,000円
パイプたばこ	Abukhaliq Cuban Cocktail	500.0ｇ　パウチ	マレーシア	14,000円
パイプたばこ	Abukhaliq Golden Cadillac	500.0ｇ　パウチ	マレーシア	14,000円
パイプたばこ	Abukhaliq Lychee	500.0ｇ　パウチ	マレーシア	14,000円
パイプたばこ	Abukhaliq Mango Lassi	500.0ｇ　パウチ	マレーシア	14,000円
パイプたばこ	Abukhaliq Mentha	500.0ｇ　パウチ	マレーシア	14,000円
パイプたばこ	Abukhaliq Rose	500.0ｇ　パウチ	マレーシア	14,000円
パイプたばこ	Abukhaliq Napoleon Ice Cream	500.0ｇ　パウチ	マレーシア	14,000円
パイプたばこ	Abukhaliq Sweet Melon	500.0ｇ　パウチ	マレーシア	14,000円
パイプたばこ	Abukhaliq Orange Lassi	500.0ｇ　パウチ	マレーシア	14,000円
パイプたばこ	Abukhaliq Persian Peach	500.0ｇ　パウチ	マレーシア	14,000円
パイプたばこ	Abukhaliq Pink Guava	500.0ｇ　パウチ	マレーシア	14,000円
パイプたばこ	Abukhaliq Pink Lady	500.0ｇ　パウチ	マレーシア	14,000円
パイプたばこ	Abukhaliq Ribena	500.0ｇ　パウチ	マレーシア	14,000円
パイプたばこ	Abukhaliq Wine Grape	500.0ｇ　パウチ	マレーシア	14,000円
紙巻たばこ	キス・ミントグレープ１	ＦＳＫ　20本ハードパック	ロシア	410円
紙巻たばこ	キス・メンソール１	ＦＳＫ　20本ハードパック	ロシア	410円
紙巻たばこ	キス・フレッシュアップル１	ＦＳＫ　20本ハードパック	ロシア	410円
紙巻たばこ	キス・ストロベリー１	ＦＳＫ　20本ハードパック	ロシア	410円
パイプたばこ	ケント・ネオスティック・ベリー・ブースト	ＦＫ　20本ハードパック	大韓民国	420円
パイプたばこ	ケント・ネオスティック・ミント・ブースト	ＦＫ　20本ハードパック	大韓民国	420円

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を平成30年５月１日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成30年５月16日　財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称	製品の区分				
紙巻たばこ	トレジャラーブラック	Ｆ90㎜　20本アルミ缶	英国	2,100円	2,500円	30. 5.18

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成３０年（家）第４６６号
京都市伏見区両替町２丁目348　エグザス伏見405
申立人　植松香こと　河村　　香
本籍京都市伏見区深草スヽハキ町27番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日平成29年12月１日、出生の場所京都市下京区、出生年月日昭和７年７月７日、職業無職
被相続人　亡　田付　弘子
事務所京都市中京区堺町通竹屋町下る絹屋町120番地
相続財産管理人　弁護士　田辺　保雄
京都家庭裁判所

平成３０年（家）第５５９号
京都市中京区西ノ京内畑町９番地
申立人　**西**植　　隆
本籍京都市上京区一条通浄福寺西入革堂之内町298番地、最後の住所京都市伏見区深草正覚町23番地ヴィラ稲荷山、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日平成29年７月14日、出生の場所死亡の場所と同じ、出生年月日昭和11年２月13日、職業無職
被相続人　亡　山二　博文
事務所京都市中京区西ノ京内畑町９番地
相続財産管理人　司法書士　**西**植　　隆
京都家庭裁判所